

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○福岡県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
北九州市	馬島、藍島
宗像市	地島、大島
新宮町	相島
福岡市	玄海島、小呂島
糸島市	姫島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
飯塚市	筑穂町、潁田町
田川市	
柳川市	大和町
八女市	
宗像市	大島村
うきは市	浮羽町
嘉麻市	
朝倉市	杷木町、朝倉町
みやま市	
芦屋町	
小竹町	
鞍手町	
東峰村	
香春町	
添田町	
川崎町	
大任町	
赤村	
福智町	
みやこ町	
上毛町	
築上町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

### 3 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
福岡市	脇山村
八女市	横山村、大淵村、笠原村、矢部村、星野村
豊前市	岩屋村
うきは市	姫治村
宮若市	吉川村
朝倉市	高木村、上秋月村、松末村
那賀川市	南畑村
東峰村	小石原村
添田町	津野村
みやこ市	伊良原村
上毛町	友枝村
築上町	上城井村

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○佐賀県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
唐津市	高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
佐賀市	富士町、三瀬村
唐津市	七山村、巖木町、相知町、肥前町、鎮西町、呼子町
多久市	
武雄市	北方町
小城市	芦刈町
神崎市	脊振村
有田町	有田町
大町町	
江北町	
白石町	
太良町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

3 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
佐賀市	松梅村、小関村、南山村、北山村、三瀬村
唐津市	七山村
神崎市	脊振村

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
 訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○長崎県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
対馬市	対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島
壱岐市	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島
松浦市	黒島、青島、飛島
平戸市	大島、度島、高島
佐世保市	宇久島、寺島、高島、黒島
小値賀町	六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島
新上五島町	中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日ノ島、有福島、漁生浦島
五島市	奈留島、前島、久賀島、蕨小島、枕島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨島
西海市	江島、平島、松島
長崎市	池島、高島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
長崎市	香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町
佐世保市	宇久町、江迎町、鹿町町、小佐々町、吉井町、世知原町
島原市	
諫早市	小長井町
平戸市	
松浦市	
対馬市	
壱岐市	
五島市	
西海市	
雲仙市	
南島原市	
小値賀町	
新上五島町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○熊本県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
上天草市	湯島、中島
天草市	横浦島、牧島、御所浦島、横島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
八代市	坂本村、東陽村、泉村
水俣市	
山鹿市	
上天草市	
宇城市	三角町、豊野町
阿蘇市	阿蘇町、波野村
天草市	
美里町	
南関町	
和水町	
南小国町	
小国町	
産山村	
高森町	
南阿蘇村	
甲佐町	
山都町	
芦北町	
津奈木町	
多良木町	
湯前町	
水上村	
相良村	
五木村	
山江村	
球磨村	
あさぎり町	
苓北町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

3 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
八代市	下松求麻村、百済来村、河俣村、下岳村、栗木村、椎原村、葉木村、柿迫村、久連子村、仁田尾村、樅木村
水俣市	久木野村
山鹿市	岳間村、内田村
菊池市	龍門村
上天草市	教良木河内村
阿蘇市	古城村、中通村
天草市	栢宇土村、二浦村、福連木村、下田村
大津町	瀬田村
南小国町	
小国町	
産山村	
高森町	草部村
西原村	河原村
南阿蘇村	久木野村
甲佐町	宮内村
山都町	白糸村、小峰村
芦北町	大野村、吉尾村
多良木町	久米村
水上村	
相良村	四浦村
五木村	
山江村	
球磨村	
あさぎり町	上村

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○大分県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
姫島村	姫島
津久見市	地無垢島、保戸島
佐伯市	大入島、大島、屋形島、深島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
中津市	三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町
日田市	
佐伯市	
臼杵市	
津久見市	
竹田市	
豊後高田市	
杵築市	
宇佐市	
豊後大野市	
由布市	庄内町
国東市	
姫島村	
九重町	
玖珠町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

3 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
大分市	今市村
中津市	東耶馬溪村、東谷村、西谷村、耶馬溪村、津民村、山移村、深耶馬溪村、下郷村、槻木村、溝部村、三郷村
日田市	東有田村、小野村、前津江村、中津江村、上津江村、五馬村
佐伯市	青山村、木立村、明治村、因尾村、中野村、重岡村、小野市村、直見村、川原木村、名護屋村
臼杵市	川登村
竹田市	姫獄村、久住町、都野村、白丹村、長湯町、下竹田村
豊後高田市	東都甲村、三重村
杵築市	田原村、朝田村、立石町、山浦村
宇佐市	麻生村、高並村、院内村、南院内村、明治村、西馬城村
豊後大野市	白山村、合川村、長谷川村、西大野村、長谷村
由布市	阿蘇野村
国東市	豊崎村、西武蔵村、朝来村
九重町	南山田村、野上村、飯田村
玖珠町	森町、八幡村

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。



訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○宮崎県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
延岡市	島野浦島
日南市	大島
串間市	築島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
都城市	高城町、高崎町
延岡市	北方町、北川町、北浦町
日南市	
小林市	野尻町、須木村
日向市	東郷町
串間市	
えびの市	
高原町	
西米良村	
都農町	
諸塚村	
椎葉村	
美郷町	
高千穂町	
日之影町	
五ヶ瀬町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

### 3 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
都城市	山之口村
延岡市	北方村、北浦村、北川村
日南市	鶴戸村、酒谷村、北郷村
小林市	須木村
日向市	東郷村
串間市	本城村、都井村
西都市	三財村、三納村、東米良村
綾町	
西米良村	
木城町	
諸塚村	
椎葉村	
美郷町	
高千穂町	田原村、岩戸村
日之影町	
五ヶ瀬町	

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○鹿児島県

1 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項の規定による)

都市名	島名
長島町	獅子島
出水市	桂島
薩摩川内市	上甑島、中甑島、下甑島
鹿児島市	新島
西之表市	種子島、馬毛島
中種子町	種子島
南種子町	種子島
屋久島町	屋久島、口永良部島
三島村	竹島、硫黄島、黒島
十島村	口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島

2 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
鹿屋市	輝北町、吾平町
枕崎市	
阿久根市	
指宿市	
西之表市	
垂水市	
薩摩川内市	樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村
日置市	東市来町、日吉町、吹上町
曾於市	
霧島市	横川町、牧園町、霧島町、福山町
いちき串木野市	
南さつま市	
志布志市	
奄美市	
南九州市	
伊佐市	
始良市	蒲生町
三島村	
十島村	
さつま町	
長島町	
湧水町	
大崎町	
東串良町	

郡市名	町村・区域名
錦江町	
南大隅町	
肝付町	
中種子町	
南種子町	
屋久島町	
大和村	
宇検村	
瀬戸内町	
龍郷町	
喜界町	
徳之島町	
天城町	
伊仙町	
和泊町	
知名町	
与論町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

### 3 奄美群島の地域(奄美群島振興開発特別措置法第1条の規定による)

郡市名	町村・区域名
奄美市	
大島郡	

### 4 振興山村(山村振興法第7条第1項の規定による)

現市町村名	指定地域名(旧市町村名)
鹿屋市	高隈村
出水市	大川内村
霧島市	霧島町
伊佐市	山野町
錦江町	田代村
南大隅町	佐多町
肝付町	内之浦村

※ 旧市町村名まで記載がある場合は、その地域のみ振興山村になります。

※ 旧市町村名が空欄の場合は、その市町村全域が振興山村です。

訪問看護基本療養費の注8及び精神科訪問看護基本療養費の注5に規定する特別地域  
訪問看護加算に係る厚生労働大臣の定める地域(令和4年3月1日現在)

○沖縄県

1 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定による)

郡市名	町村・区域名
宮古島市	
国頭村	
大宜味村	
東村	
本部町	
伊江村	
渡嘉敷村	
座間味村	
粟国村	
渡名喜村	
南大東村	
伊平屋村	
伊是名村	
久米島町	
多良間村	
与那国町	

※ 町村・地域名まで記載がある場合は、その地域のみ過疎地域になります。

※ 町村・地域名が空欄の場合は、その市全域が過疎地域です。

2 離島(沖縄振興特別措置法第3条第三号の規定による)

郡市名	町村・区域名
伊平屋村	伊平屋島、野甫島
伊是名村	伊是名島
伊江村	伊江島
本部町	水納島
うるま市	津堅島
南城市	久高島
粟国村	粟国島
渡名喜村	渡名喜島
座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島
渡嘉敷村	渡嘉敷島
久米島町	久米島、奥武島

北大東村	北大東島
南大東村	南大東島
宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
多良間村	多良間島、水納島
石垣市	石垣島
竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島 嘉弥真島
与那国町	与那国島